

<令和6年度版>
行政不服審査法の問題集
【問題＋解答】

【目次】

問題＋解答（全108問） p 2～99

青字の「改正」：令和6年4月1日施行分

赤字の「改正」：令和3年9月1日施行分

第1章 総則

問1 次の空欄を埋めましょう。

< 1条1項：行政不服審査法の目的 >

行政庁の「_____」又は「_____」な処分その他公権力の行使に当たる行為に関して、国民が「_____」かつ「_____」の下で広く行政庁に対して不服申立てをすることができるための制度を定めることで、「_____」と、「_____」を確保すること。

問2 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。空欄も埋めましょう。

< 1条2項：行政不服審査法（一般法）と他の法律（特別法）の関係 >

「_____」（以下「処分」）に関する不服申立てについて、他の法律に特別の定めがある場合は、
【 行政不服審査法 / 他の法律 】が優先される。

問3 次の空欄を埋めましょう。

< 2条：「_____」についての審査請求 >

行政庁の「_____」に不服がある者は、審査請求をすることができる。

問4 次の空欄を埋めましょう。

< 3条：「_____」についての審査請求 >

法令に基づいて、行政庁に対して、処分についての「_____」は、申請から相当の期間が経過したのに、行政庁の「_____」がある場合、「_____」についての審査請求をすることができる。

第1章 総則

問1の正解

< 1条1項：行政不服審査法の目的 >

行政庁の「違法」又は「不当」な処分その他公権力の行使に当たる行為に関して、国民が「簡易迅速」かつ「公正な手続」の下で広く行政庁に対して不服申立てをすることができるための制度を定めることで、「国民の権利利益の救済」と、「行政の適正な運営」を確保すること。

問2の正解

< 1条2項：行政不服審査法（一般法）と他の法律（特別法）の関係 >

「処分その他公権力の行使に当たる行為」（以下「処分」）に関する不服申立てについて、他の法律に特別の定めがある場合は、
【 他の法律 】が優先される。

問3の正解

< 2条：「処分」についての審査請求 >

行政庁の「処分」に不服がある者は、審査請求をすることができる。

問4の正解

< 3条：「不作為」についての審査請求 >

法令に基づいて、行政庁に対して、処分についての「申請をした者」は、申請から相当の期間が経過したのに、行政庁の「不作為」がある場合、「不作為」についての審査請求をすることができる。

問5 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 4条：審査請求をする行政庁はどこか> ※ 宮内庁長官は大臣と同じ扱い

① 処分庁に上級行政庁がない場合、審査請求は

⇒ 【 処分庁 / 行政不服審査会 】にする。

② 処分庁が大臣の場合、審査請求は

⇒ 【 処分庁（大臣） / 行政不服審査会 】にする。

③ 上級行政庁が大臣の場合、審査請求は

⇒ 【 処分庁 / 上級行政庁（大臣） / 行政不服審査会 】にする。

④ ①～③以外の場合、審査請求は

⇒ 【 処分庁 / 上級行政庁 / 最上級行政庁 】にする。

問6 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。空欄も埋めましょう。

< 5条1項：再調査の請求>

行政庁の処分について、処分庁以外の行政庁に審査請求できる場合で、

「____」に再調査の請求ができる旨の定めがあれば、処分に不服がある人は、

「_____」に対して再調査の請求をすることができる。

ただし、処分について「_____」をした場合、再調査の請求はできない。

不作為については、再調査の請求をすることが【 できる / できない 】。

問5の正解

< 4条：審査請求をする行政庁はどこか> ※ 宮内庁長官は大臣と同じ扱い

① 処分庁に上級行政庁がない場合、審査請求は

⇒ 【 処分庁 】にする。

② 処分庁が大臣の場合、審査請求は

⇒ 【 処分庁（大臣） 】にする。

③ 上級行政庁が大臣の場合、審査請求は

⇒ 【 上級行政庁（大臣） 】にする。

④ ①～③以外の場合、審査請求は

⇒ 【 最上級行政庁 】にする。

問6の正解

< 5条1項：再調査の請求>

行政庁の処分について、処分庁以外の行政庁に審査請求できる場合で、

「法律」に再調査の請求ができる旨の定めがあれば、処分に不服がある人は、

「処分庁」に対して再調査の請求をすることができる。

ただし、処分について「審査請求」をした場合、再調査の請求はできない。

不作為については、再調査の請求をすることが【 できない 】。

問7 次の空欄を埋めましょう。

< 5条2項：再調査の請求と審査請求 >

再調査の請求をしたら、再調査の請求の「____」が出た後でないと、審査請求はできない。例外として、次の①②どちらかに該当する場合、再調査の請求の「____」が出る前でも、審査請求ができる。

- ① 再調査の請求をした日の翌日から「_____」が過ぎても、処分庁が再調査の請求の「____」を出さない場合
- ② 「_____」がある場合

問8 次の空欄を埋めましょう。

< 6条：再審査請求 >

- 1 行政庁の処分について、「____」に再審査請求できる旨の定めがあれば、処分についての審査請求の「____」に不服がある人は、再審査請求できる。
- 2 再審査請求は、「_____」（再審査請求できる処分についての審査請求の「____」）又は「____」を対象として、
【 行政不服審査会 / 法律に定める行政庁 】 に対してする。

問7の正解

< 5条2項：再調査の請求と審査請求 >

再調査の請求をしたら、再調査の請求の「決定」が出た後でないと、審査請求はできない。例外として、次の①②どちらかに該当する場合、再調査の請求の「決定」が出る前でも、審査請求ができる。

- ① 再調査の請求をした日の翌日から「3ヵ月」が過ぎても、処分庁が再調査の請求の「決定」を出さない場合
- ② 「正当な理由」がある場合

問8の正解

< 6条：再審査請求 >

- 1 行政庁の処分について、「法律」に再審査請求できる旨の定めがあれば、処分についての審査請求の「裁決」に不服がある人は、再審査請求できる。
- 2 再審査請求は、「原裁決」（再審査請求できる処分についての審査請求の「裁決」）又は「処分」を対象として、
【 法律に定める行政庁 】 に対してする。

<講座案内>

ステップアップファーストでは、次の講座を開講しています。

- ・行政書士通学講座（個別指導）
- ・行政書士通信講座（個別指導）

各講座の詳細は、ホームページをご確認ください。

「ステップアップファースト で検索」

また、行政書士通学講座については「個別受講相談」を実施しています。
ご相談は無料で、随時開催しています。（予約制）

個別受講相談のご予約は、ホームページのお問い合わせフォーム、
またはお電話（055-215-2059）で承っております。

<合格者の声>（行政書士通学講座）

法律知識ゼロからのスタートで、半年間の勉強で一発合格できました。
先生の講座のおかげです。（T.G.さん）

<合格者の声>（行政書士通信講座）

「過去問や模試を2時間で解く」と言うことが大きな力となりました。
本試験でも2時間で解くペースを持ち続けられたからこそ1時間の余裕が
生まれ、落ち着いて再度解答確認が出来たことで得点を大きく伸ばすことが
出来ました。
半年間のご指導をどうも有難うございました。（K.W.さん）

<教材案内>

ステップアップファーストでは、オリジナル教材を販売しています。
各教材の詳細は、ホームページの「オンラインショップ」をご確認ください。

<逐条解説>

- | | |
|-------------------|--------------------|
| No.1 行政手続法の逐条解説 | No.6 民法の逐条解説（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の逐条解説 | No.7 民法の逐条解説（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の逐条解説 | No.8 民法の逐条解説（親族） |
| No.4 民法の逐条解説（総則） | No.9 民法の逐条解説（相続） |
| No.5 民法の逐条解説（物権） | No.10 個人情報保護法の逐条解説 |

<問題集>

- | | |
|------------------|-------------------|
| No.1 行政手続法の問題集 | No.6 民法の問題集（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の問題集 | No.7 民法の問題集（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の問題集 | No.8 民法の問題集（親族） |
| No.4 民法の問題集（総則） | No.9 民法の問題集（相続） |
| No.5 民法の問題集（物権） | No.10 個人情報保護法の問題集 |

<勉強法>

- | | |
|----------------|-----------------|
| No.1 もうひとつの勉強法 | No.2 基礎知識の足切り対策 |
|----------------|-----------------|

<合格者の声>

先生のサイトの教材に出会えて、今年度の行政書士試験に合格することができました。ほんとうにありがとうございました。

行政法関連の逐条解説は、印刷してパイプダーに綴じて持ち歩いていました。行政書士の試験では条文の読み込みはとても重要ですが、難しい言い回しの条文は何度読んでも、理解ができなければ、何の意味もなく、むしろ時間の無駄に感じていました。

先生の逐条解説は、何よりも難しい言い回しの条文をととてもわかり易い例え話で説明されていて、お陰で、条文という堅い読み物が、エッセーでも読んでいるような感じで、何度も繰り返して読めました。

一般の書籍では手に入らない、貴重な逐条解説だと思います。（ S.Y.さん ）